

介護保険の対象者

被保険者は、年齢によって2つのグループに分かれます

- 介護保険制度は、40歳以上の方の介護保険料を基に、寝たきりや認知症の高齢者など介護を必要とする方に介護サービスを提供することを目的としています。

被保険者は、**65歳以上の方（第1号被保険者）**

40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）の2つに分かれます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ※65歳の誕生日の前日から第1号被保険者となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方 ※40歳の誕生日の前日から第2号被保険者となります。
保険給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり、認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活動作について介護や支援が必要になったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・初老期認知症、脳血管障害など老化にともなう病気（※特定疾病）によって介護や支援が必要になったとき
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・所得等に応じて15段階に設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢・退職年金、障害年金、遺族年金等の年金額が年額18万円以上の方は年金から天引き ・それ以外の方は市へ個別に納付 ※基礎年金を繰下げ請求等した場合、基礎年金が支給されるまで年金から天引きにはなりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合）加入者は健康保険料と一括して、給与から天引き ・国民健康保険加入者は国民健康保険料と一緒に納付
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度ごとに設定されているサービス費用の限度額内で、利用したサービス費用の1割～3割を支払います。（くわしくは22頁をごらんください。） ・施設サービス、通所サービス等を利用した場合は、サービス事業者の定める食費を負担します。また、施設サービス、短期入所サービス等は、居住費（滞在費）もあわせて負担します。（くわしくは37頁をごらんください。） ・高額介護サービス費の支給等利用者の負担の軽減について 自己負担が高くなる場合には、負担額の上限が設けられています。所得が低い方には、負担が重くならないように上限が低く設定され、施設に入所した場合の居住費・食費の負担額も低く設定されています。（くわしくは51～56頁をごらんください。） 	

※特定疾病の範囲

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の被保険者証

65歳になると被保険者証が交付されます。

介護保険の被保険者証は、介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管してください。

●40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）は、「介護保険被保険者証」の交付申請をした場合に交付されます。

●被保険者証が必要になるとき

- ・介護サービスを利用するために基本チェックリストを実施するとき
- ・要介護認定を申請（更新）するとき
- ・居宅サービス計画等の作成を依頼するとき
- ・介護サービスを利用するとき

●被保険者証に関する手続きについて

○紛失・破損したとき

区役所健康福祉課（中央区のみ窓口サービス課が担当）、地域保健福祉センター、出張所、介護保険課等に再交付申請をしてください。申請時、本人確認書類をお持ちください。（詳しくは10頁の「必要書類」を参照。）

○被保険者証を返還するとき

次のような場合は、介護保険の被保険者資格を喪失するので、区役所（区民生活課・窓口サービス課・健康福祉課）、出張所、介護保険課等に被保険者証を返還してください。

- ・他の市町村へ転出したとき（市外の介護保険住所地特例施設等へ住民票を移した場合を除く）
- ・被保険者が亡くなったとき
- ・40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）で被保険者証を交付されている方が医療保険を脱退したとき
- ・介護保険適用除外施設へ入所したとき

介護保険被保険者証			
被保険者番号	整理番号		
住所	住所はお手数ですがご自分で記入してください		
フリガナ	氏名、フリガナ、生年月日などに誤りがないかを確認してください		
氏名			
生年月日	性別		
交付年月日			
保険者番号	1 5 1 0 0 1		
並びに保険者の名称及び印	新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話(025)228-1000(大代表) 新潟市		

●住所はお手数ですがご自分で記入してください

●氏名、フリガナ、生年月日などに誤りがないかを確認してください

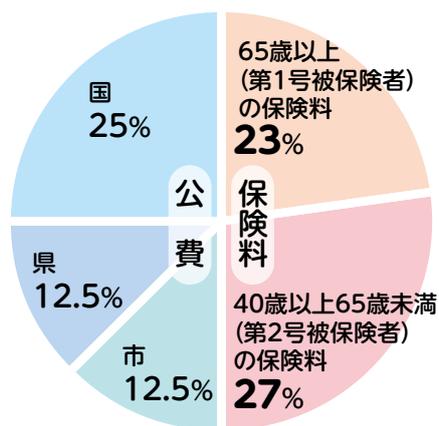
●裏面の注意事項をよくお読みください

介護保険の財源と保険料

介護保険は40歳以上のみなさんから納めていただく保険料と、国と県及び市からの公費（税金）を財源として、介護が必要となったときに介護サービスを提供し、誰もが安心してサービスを利用できるように支えあう制度です。

介護サービスにかかる費用（各サービス毎に記載されている標準的なサービスの費用）のうち、利用者は1割～3割を負担し、残りは介護保険から給付されます。

令和3年度～令和5年度の介護保険給付費の財源割合 （居宅給付費の場合、利用者負担は除く）



第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (令和3年度から令和5年度)

保険料額が変わります

保険料は、介護保険事業計画にあわせて3年ごとに見直しが行われます。

新潟市では、要介護認定者の増加、サービス利用の増加により保険給付費の増大が見込まれるため、保険料を改定しました。

保険料は、各市町村の保険給付費等により決定されるため、各市町村ごとに異なります。

算定方法が変わりました

税制改正による所得増加の影響が生じないようにするため、令和2年分以降の給与所得または公的年金等に係る雑所得から一定の方法で計算した額を控除し、介護保険料を算定します。

計算方法や控除額は市民税の課税状況等により異なります。詳細は4頁枠線内参照。

問い合わせ

各区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）保険料担当（裏表紙参照）

第1号被保険者(65歳以上)の保険料と段階 (令和3年度から令和5年度)

段階	対象者	保険料	
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者	16,000円 (基準額×0.2)	
	・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額 (※) の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が 市民税非課税 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額 (※) の合計が80万円を超え 120万円以下の方	31,900円 (基準額×0.4)	
第3段階	・前年の課税年金収入額及び合計所得金額 (※) の合計が120万円を超える方	51,800円 (基準額×0.65)	
第4段階	世帯員に 市民税課税者 がいるが、 本人は 市民税非課税 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額 (※) の合計が80万円以下の方	71,700円 (基準額×0.90)	
第5段階	・前年の課税年金収入額及び合計所得金額 (※) の合計が80万円を超える方	79,600円 (基準額×1.00)	
第6段階	本人が 市民税課税者	・前年の合計所得金額 (※) が80万円未満の方	87,600円 (基準額×1.10)
第7段階		・前年の合計所得金額 (※) が80万円以上125万円未満の方	95,600円 (基準額×1.20)
第8段階		・前年の合計所得金額 (※) が125万円以上200万円未満の方	103,500円 (基準額×1.30)
第9段階		・前年の合計所得金額 (※) が200万円以上250万円未満の方	119,400円 (基準額×1.50)
第10段階		・前年の合計所得金額 (※) が250万円以上300万円未満の方	135,400円 (基準額×1.70)
第11段階		・前年の合計所得金額 (※) が300万円以上400万円未満の方	143,300円 (基準額×1.80)
第12段階		・前年の合計所得金額 (※) が400万円以上500万円未満の方	151,300円 (基準額×1.90)
第13段階		・前年の合計所得金額 (※) が500万円以上700万円未満の方	159,200円 (基準額×2.00)
第14段階		・前年の合計所得金額 (※) が700万円以上1000万円未満の方	167,200円 (基準額×2.10)
第15段階		・前年の合計所得金額 (※) が1000万円以上の方	183,100円 (基準額×2.30)

※ 合計所得金額＝「地方税法上の合計所得金額」－「土地建物の譲渡所得特別控除額」
－「公的年金等に係る雑所得（第1～5段階の非課税者のみ）」

○地方税法上の合計所得金額は、各種控除前（損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合はその控除前）の所得金額ですが、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる所得金額は、上記※の額を用います。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。

○令和3年度から適用されている税制改正（給与所得控除、公的年金等控除の見直し）の影響により合計所得金額が増額する場合は、税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額と同額となるよう控除等を行います。

・基準額とは、介護サービス費などをまかなえるように算出された基準となる額です。
令和3年度～令和5年度 年額79,600円（第5段階の年額）

・老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

・課税年金とは、国民年金、厚生年金等、老齢や退職により受給する市民税課税対象となる年金です。

・保険料を納めることによって、生活保護が必要となる方は、保護を必要としなくなる段階まで保険料を軽減する制度があります。

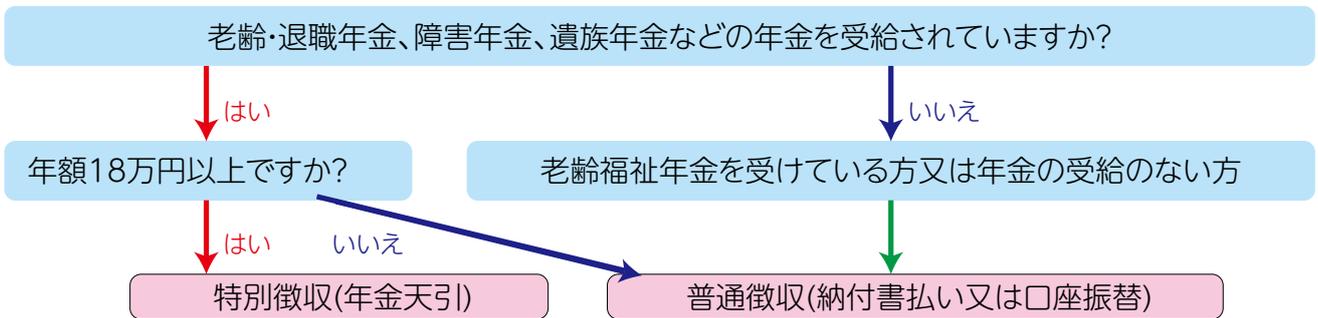
・年度の途中であたりに65歳になられる方や新潟市に転入された方は、月割額をもって計算します。

問い合わせ

各区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）保険料担当（裏表紙参照）

第1号被保険者（65歳以上）の保険料の納め方と期別保険料額

保険料の徴収方法には、次の2通りがあります。
 国の介護保険法により定められているため、納め方を個人で選ぶことはできません。



※基礎年金を繰下げ請求等した場合、基礎年金が支給されるまで特別徴収（年金天引）になりません。

1 年金から天引きされる方（特別徴収）

対象者 年金の受給額が年額18万円以上の方

- ※1 天引きのための手続は必要ありません。
- ※2 老齢福祉年金からは天引きされません。
- ※3 基礎年金を繰下げ請求した場合、基礎年金が支給されるまで特別徴収（年金天引）になりません。

保険料の仮徴収 → 4月、6月、8月に天引きされる保険料・・・4月に仮徴収通知書を送付

本年度の市民税の課税状況が確定するまでの間、4月期、6月期、8月期は、本年度の4月1日の世帯の状況と前年度の本人及び世帯の市民税課税状況を基に、暫定の保険料額(仮徴収額)が年金から天引きされます。保険料額は、4月期は前年度の2月期の保険料額と同額が基本です。6月期、8月期は、暫定の保険料年額から4月期分を差し引いた額を残りの期数(5回)で割った額となります。100円未満の額は、10月期にまとめて徴収されます。

●仮徴収（前年度から引きつづき年金から天引きされている方の場合）

納 期	保 険 料 額
4月期	前年度2月期保険料額と同額
6月期及び8月期	$\frac{\text{暫定保険料年額} - \text{4月期保険料額}}{5 \text{回(6月期以降の年金天引き回数)}}$
	※100円未満の端数は、10月期にまとめて徴収します。

保険料の確定 → 10月、12月、2月に天引きされる保険料・・・7月に確定通知書を送付

10月期からは、本年度の本人及び世帯の市民税課税状況に基づき確定した保険料年額から仮徴収額(4月期、6月期、8月期分)を差し引いた額が年金から天引きされます。

確定保険料年額が、暫定の保険料年額と同じ場合、10月期からの保険料額は、確定保険料年額から4月期分を差し引いた額を6月期以降の引き去り回数5回で割った額となります。

確定保険料年額に変更があった場合は、確定保険料年額から仮徴収額合計を差し引いた額を10月期以降の引き去り回数3回で割った額となります。いずれも、割り切れなかった100円未満の端数は10月期にまとめて徴収されます。

問い合わせ 各区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）保険料担当（裏表紙参照）

●確定

納 期	保 険 料 額
8月期まで	仮徴収に同じ
10月期以降	確定保険料年額 - 4月期保険料額 <hr/> 5回(6月期以降の年金天引き回数) ※100円未満の端数は、10月期にまとめて徴収します。 ただし、保険料年額に変更があった場合、10月期以降の保険料額は、次のように算定されます。 確定保険料年額 - 仮徴収額合計 <hr/> 3回(10月期以降の年金天引き回数) ※100円未満の端数は、10月期にまとめて徴収します。

特別徴収(年金天引き)の開始月

新たに65歳になられた方や新潟市に転入された方の特別徴収(年金天引き)の開始時期は、基準日から半年～1年後が目安になります。

基準日について → 下記のいずれかに該当する日が基準日となります。

- ・65歳になられた後、新たに年金の裁定が行われた方 ⇒ 「年金の裁定日」
- ・65歳になられる以前より、年金の支払いを受けている方 ⇒ 「資格取得日」
- ・前住所地で特別徴収(年金天引き)だった方 ⇒ 「新潟市に転入届出を行った日」

年金天引きの開始時期

基準日	年金天引き開始月
4月2日～10月1日 (年金の裁定日は3月1日～10月1日)	翌年4月
10月2日～12月1日	翌年6月
12月2日～12月31日	翌年8月
1月1日～2月1日	同年8月
2月2日～4月1日 (年金の裁定日は2月2日～2月末日)	同年10月

※「年金の裁定日」とは、年金を受け取るための請求をした日です。

※「資格取得日」とは、65歳に到達する誕生日の前日です。

※上記の年金天引き開始月は目安です。年金保険者(厚生労働省など)から市へ通知があつてから年金天引きの処理が開始されるため、開始時期が表と異なる場合があります。

●年金天引き(特別徴収)の方法により納付している方で次の①～③にあてはまる場合、年金天引きを継続することはできません → 納付書払い又は口座振替

- ①年金保険者(厚生労働省など)から年金天引きの対象ではないとされた場合(支給額不足、担保借入、裁定が済んでいない、現況届出が提出されていないなどの理由)
- ②年金保険者(厚生労働省など)から特別徴収を中止する連絡があつた場合
- ③特別徴収により納付していた方の保険料額が所得更正等で減額した場合

●新潟市で保険料を年金天引きにより納めていた方が年度の途中で他の市区町村へ転出したときは、転出した月の分から転出先の市区町村へ保険料を納めます。

転出した後、すぐに年金天引きを止めることができないため転出後も年金天引きされる場合があります。その場合は未納がなければ後日還付となります。

問い合わせ

各区役所区民生活課(中央区役所は窓口サービス課) 保険料担当(裏表紙参照)

●年金の受給額が年額18万円以上であっても、次の①・②にあてはまる方は年金天引きが開始されるまでの間、納付書払い又は口座振替になります。

①新たに65歳になられた方 →原則資格取得月の翌月から、年金天引きが開始されるまでは納付書払い又は口座振替

新たに第1号被保険者として個別に保険料を市に納めます。保険料は65歳になった月（誕生日の前日の属する月）の分から発生します。今まで医療保険料に上乗せされていた第2号被保険者（40歳以上65歳未満）としての介護保険料は徴収されなくなります。

※国民健康保険に加入されている方は、65歳になる前の月（1日が誕生日の方は前々月）までの介護保険料（第2号被保険者の保険料）をあらかじめ保険料確定時に計算し、9回に分けて納めていただくことになっております。そのため、3月まで引き続き第2号被保険者として介護分を納めていただきますが、介護保険料を重複して納めることはありません。

②新潟市に転入された方 →原則転入の届出をされた月の翌月から年金天引きが開始されるまでは納付書払い又は口座振替

原則転入の届出をされた月の分から保険料を新潟市に納めます。

※転入前の市区町村で年金天引き(特別徴収)で納めていた方も、いったん年金天引きが停止され、納付書払い又は口座振替になります。特別徴収の再開は半年から1年後となります。

2 納付書又は口座振替で納める方（普通徴収）

対象者 ・年金の受給額が年額18万円未満の方 ・老齢福祉年金のみの受給者
 ・年金天引きを継続できない方 ・新たに65才になられた方(年金天引き開始前)
 ・新潟市に転入された方(年金天引き開始前)

納期限は、毎月の月末。ただし、12月は28日です。
 (振替日が休日及び金融機関の休業日の場合は翌営業日)

保険料の暫定賦課 →4月、5月、6月に納める保険料・・・4月に暫定通知書を送付

本年度の市民税の課税状況が確定するまでの間、4月、5月、6月は、本年度4月1日の世帯状況と前年度の本人及び世帯の市民税課税状況を基に算出した暫定の保険料額（暫定賦課額）を納めます。毎月の保険料額は、暫定の保険料額を12か月で割った額となります。100円未満の端数は、7月の保険料にまとめて徴収されます。

保険料の確定 →7月以降納める保険料・・・7月に確定通知書を送付

7月からは、本年度の本人及び世帯の市民税課税状況に基づき確定した保険料額を納めます。

7月以降の保険料額は、確定保険料額から暫定の保険料額（4月～6月分）を差し引いた額を9か月で割った額となります。100円未満の端数は、7月の保険料にまとめて徴収されます。

●転出・死亡された場合は、資格喪失月の前月分までの保険料を納めます。
 保険料は月割で再計算します。納めすぎで未納がない場合は、後日還付します。

納付書による保険料の納付

新潟市から送付される納付書を使用して以下の方法で納期限までに納付をお願いします。

①納付場所での納付

1. 各区役所・出張所・連絡所・新潟市介護保険課
2. 新潟市公金収納取扱金融機関（一部の金融機関ではATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングにも対応しています。）
3. コンビニエンスストア

②スマートフォンアプリによる納付

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書のバーコードを読み込むことで、24時間ご自宅等でも保険料を納付できます。

対応しているスマートフォン決済アプリ ・LINE Pay 請求書支払い ・PayPay

口座振替のおすすめ

●納付書で保険料を納めている方には納付に便利な口座振替をおすすめします。

①口座振替依頼書で申し込む場合

1. 新潟市介護保険料口座振替依頼書（市内の金融機関窓口にて用意してあります。）
2. 介護保険の被保険者番号がわかるもの（介護保険の被保険者証など）
3. 銀行の通帳及び届出印

をご用意の上、口座振替を希望する金融機関の窓口でお申し込みください。

②キャッシュカードで申し込む場合

一部の金融機関については、キャッシュカードで口座振替の申し込みができる「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」をご利用できます。

1. 対象金融機関のキャッシュカード
2. 介護保険被保険者番号の分かるもの（介護保険の被保険者証など）

をご用意の上、各区役所区民生活課、各出張所でお申し込みください。

【対象金融機関】第四北越銀行、大光銀行、秋田銀行、東邦銀行、北陸銀行、きらやか銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟県労働金庫、新潟県信用組合、協栄信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）、各種農業協同組合（新潟かがやき、新潟市、新潟県信用農業協同組合連合会）（令和5年4月現在）

ご注意ください（申し込み方法①、②共通）

- ・振替口座の名義人は、被保険者本人、世帯主又は配偶者でお願いします。（世帯主は住民票上の世帯主に限られます。）
- ・毎月20日までに申し込みすると、翌月末分から口座振替になります。ただし営業日等によって翌々月からの振替となる場合があります。（20日が休日及び金融機関の休業日の場合は前営業日）
- ・口座振替による納付をされる方は、特別徴収（年金天引）になると自動的に口座振替が止まりますので、口座振替廃止の手続きは必要ありません。
- ・各納期の領収書は発行いたしませんので、引き落としは通帳でご確認ください。

納入済額のお知らせ

- ・支払った保険料は、所得税や市県民税の社会保険料控除の対象になります。（くわしくは60頁をごらんください。）
- ・1年間に納めた保険料の金額については、確定申告等の時期に合わせ、翌年の1月にハガキでお知らせします。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料

●医療保険料（健康保険料または国民健康保険料）に上乗せされています。

$$\left[\begin{array}{l} \text{○被用者保険} \\ \text{健康保険組合} \\ \text{協会けんぽ} \\ \text{共済組合} \end{array} \right] \Rightarrow \frac{\text{標準報酬月額}}{\text{標準賞与額}} \times \text{率}$$

$$\text{○国民健康保険} \Rightarrow \text{均等割、所得割}$$

- ・加入している医療保険の算定ルールによって決まります。
- ・国民健康保険加入者は国が、被用者保険加入者は事業主が、それぞれ2分の1を負担します。

年度途中で40歳になったとき

- ・40歳の誕生日の前日から介護保険の第2号被保険者となります。
- ・被保険者となった月（40歳の誕生日の前日の属する月）から、介護分の保険料がかかります。

問い合わせ

各区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）保険料担当（裏表紙参照）

保険料の減免

次のいずれかに該当することにより、保険料を納入することが困難であると認められる場合は、保険料を減免できる措置がありますので、ご相談ください。

①本人又は主たる生計維持者が、震災、火災などの災害により、財産に著しい損害を受けた場合
②主たる生計維持者が、死亡、災害による行方不明の場合、又は心身の重大な障がい、長期入院により収入が著しく減少した場合
③主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
④主たる生計維持者の収入が、災害による被害により著しく減少した場合
⑤本人が刑事施設等に拘禁された場合
⑥生活保護基準程度以下の収入や資産の世帯で、一定の要件に該当する場合

保険給付の制限

保険料の滞納があると、滞納している期間に応じて保険給付に制限を受けることがあります。

1年以上滞納した場合	いったん10割負担(償還払い化)	利用した介護サービス費用をいったん全額支払い、後日、市に請求し、保険給付の払い戻しを受けることになります。
1年6か月以上滞納した場合	支払の一時差止	保険給付の払い戻しが、一時的に一部あるいは全部差し止められます。それでもなお保険料が納められない場合は、差し止めた保険給付の額から滞納している保険料の額が差し引かれます。
2年以上滞納した場合	保険給付が一定期間7割又は6割等(給付額減額等)	滞納している期間に応じて、一定の期間保険給付の割合が7割又は6割に引き下げられます。この期間は、要介護認定等を受ける日から過去10年間の滞納している期間と納付した期間で計算します。また、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費が支給されなくなります。

次のいずれかに該当する場合は、保険給付の制限が免除される場合がありますので、ご相談ください。

◦災害により、住宅等について著しい損害を受けた場合
◦主たる生計維持者が死亡し、又は心身の重大な障がいや長期入院により収入が著しく減少した場合
◦主たる生計維持者の収入が事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
◦主たる生計維持者の収入が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した場合
◦被保険者が被保護者である場合（生活保護受給者）
◦被保険者が原爆一般疾病医療費や公費負担医療を受けることとなった場合（償還払い化のみ免除）
◦給付額減額等の適用を受けることにより生活保護が必要となる場合（給付額減額等のみ免除）

問い合わせ

各区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）保険料担当（裏表紙参照）
※給付制限については、介護保険課（裏表紙参照）

各種申請手続きにおける本人確認について

■申請の際の本人確認

マイナンバー制度がはじまったことに伴い、介護保険及び高齢者福祉サービスに係る申請手続きについて本人確認を行います。申請手続きの際には、下記の書類が必要になりますのでお持ちください。

■必要書類

本人が申請する場合

- 個人番号の確認ができる書類
(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等)

- 本人確認ができる書類

1点で本人確認できるもの

個人番号カード、運転免許証、パスポートなど、官公署が発行したもので顔写真がある書類

2点で本人確認できるもの

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など官公署が発行したもので氏名・住所又は生年月日が記載されている書類

代理人（家族など）が申請する場合

- 代理権の確認ができる書類
法定代理人…登記事項証明書その他資格を証明する書類
任意代理人…委任状又は被保険者本人の公的医療保険若しくは介護保険の被保険者証

- 被保険者本人の個人番号の確認ができる書類
(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等)

- 代理人の本人確認ができる書類

1点で本人確認できるもの

個人番号カード、運転免許証、パスポートなど、官公署が発行したもので顔写真がある書類

2点で本人確認できるもの

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など官公署が発行したもので氏名・住所又は生年月日が記載されている書類

要支援・要介護認定申請時は、上記の必要書類に加えて、以下の書類をお持ちください。

- ・本人の介護保険被保険者証、及び、医療保険被保険者証(お手元がない場合は窓口でご相談ください。)
- ・病院名、診療科目、医師名が分かる書類(診察券や病院の明細書など)

※注意

- 個人番号の通知カードは本人確認書類として利用できません。また、氏名、住所等が住民票の内容と異なる場合は個人番号確認書類としても利用できません。
- 写しを提出する場合は、以下の項目を隠して写しをとってください。
 - ・公的医療保険の被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証など(要支援・要介護認定申請の場合は除く)
 - 保険者番号、被保険者等記号・番号、QRコード
 - ・年金手帳や基礎年金番号通知書
 - 基礎年金番号